

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約の予定の公表について

令和3年度 住宅耐震化対策促進事業委託業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、随意契約により契約を締結する予定であるので、室戸市契約規則第31条の3第1項の規定により次のとおり公表する。

令和3年6月7日

室戸市長 植田 壯一郎

記

(1) 物品又は役務の名称及び数量	令和3年度 住宅耐震化対策促進事業委託業務 戸別訪問実施予定数 1,000戸以内
(2) 契約者の決定方法及び選定基準	見積金額が予定価格内であった場合、契約を締結する。高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に該当するシルバー人材センターであること。
(3) 見積書の提出場所及び提出期限	室戸市浮津25番地1 室戸市防災対策課 令和3年6月14日 午後3:00 必着
(4) 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地	室戸市浮津25番地1 室戸市防災対策課 TEL0887-22-5132